

別記様式

資源の有効な利用の促進に関する法律第十

二条に規定する計画に関する省令

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成元年法律第四十八号）第十二条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条に規定する計画に関する省令を次のように定める。

(計画の提出時期及び様式)

（以下「法」という。）第十二条に規定する計画の提出は、毎事業年度六月末日までに、別記様式により行わなければならない。

(計画の提出をしないことができる期間)

第二条 前条の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の四年間に含まれる事業年度の間に限り、法第十二条に規定する計画の提出をしないことができる。

附
則

この省令は、平成十三年四月一日から施行し、平成十三年七月一日以後最初に開始する事業年度から適用する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令

第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

	出資総年月日	
	出資総年々月日	

新製品の発売と卸売業に関する計画書

年 月 日

姓 名
氏 名

**東洋の情勢（日本経済産業省分限
の提供を要するところ。）**

東洋の情勢を利用した促進に関する法律第十二条の規定に基づき、次のとおり開示します。

(1) 新製品の発売と卸売業に関する実績及び目標

事業年度	4年前		前年度		本年度	
	数量	単位	数量	単位	数量	単位
新製品の発売に對する新産物の 発売の数量						
新産物の発売量に對する新産物 の所定重量としての新産物 の重量						
新産物の重量に對する新産物 の所定重量の比率						
新産物の発売量に對する新産物 の所定重量の比率に對する新産物 の所定重量の増減率						

第 2 計画書

(1) 経路の整備

(2) 経路の上昇

(3) その他

備考

- (1) 掲載の文字は、日本語を英字4文字とする。
- (2) 国語が付けられた場合には記入しないこと。
- (3) 「(1) 事業年度」欄の欄頭に、計書の提出日の直前の事業年度の最初の一日から当該事業年度末の日までの期間を示す。この期間の提出日の直前の事業年度の最初の一日は五年間継続するものとする事項を記載すること。
- (4) 主たる「(1) 事業年度」欄の欄頭に記入した事項を除くこと。記載事項を添付すること。